令和5年度法制度小委員会の審議の経過等について(案)

令和6年月日 文化審議会著作権分科会 法制度小委員会

1. はじめに

第 23 期文化審議会著作権分科会の決定を受け、著作権分科会法制度小委員会(以下、「本小委員会」という。)において、以下の課題について審議等を行った。

- (1) DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る法制 度について
- (2) 生成AIと著作権に関する論点整理について

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題 については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

(1) DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る法制度 について

「著作権法の一部を改正する法律案」が、令和5年5月17日に可決・成立し、同年5月26日に令和5年法律第33号として公布された。

本小委員会において、新たな裁定制度でのいわゆる「アウトオブコマース」については、その過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」等の記載をもって、一律に未管理公表著作物等の対象外となることのないよう、改正後の法第67条の3第2項の文化庁長官の定め(「方法」及び「必要な情報」)を行うこととされた。

また、当事者が明確にその範囲を特定できるよう、①著作権法第31条第7項の規定に基づき国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料、②著作権法第67条の著作権者不明等の場合における著作物の利用により過去に使用されたことがある著作物であってその後に権利者が判明していないものとするとの方向性が示された。

(2) 生成AIと著作権に関する論点整理について

本小委員会では、AIと著作権について、クリエイターの懸念の払拭や、AIサービス事業者やAIサービス利用者の著作権侵害リスクを最小化できるよう、生成AIの発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにするべく、生成AIの利用の場面等に

応じた主要な論点項目として以下の3点を示し、検討を行うこととした。

- ①学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合 の著作権侵害に関する基本的な考え方
- ②AI (学習済みモデル)を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方
- ③AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方

これらの論点について、事務局において行った生成AIに関する関係者からのヒアリング等や、本小委員会において行った関係団体や有識者からのヒアリングの結果を踏まえ、第4回の本小委員会において「AIと著作権に関する考え方について(骨子案)」が示され、第5回、第6回の本小委員会において、この骨子案を具体化した「AIと著作権に関する考え方について(素案)」が示され、議論を行ってきた。

その後、意見募集手続を経て、第7回の本小委員会において審議の上、令和6年 月 日付けで「AIと著作権に関する考え方について(素案)(令和6年 月 日時点版)」 が取りまとめられた。

今後、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関連する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等が予想されることから、これらを踏まえて、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係において検討すべき点の有無等も含め、引き続き検討を行っていく必要があるとされている。

3. 開催状況

第1回 令和5年7月26日(水)

- (1) 法制度小委員会主査の選任等について【非公開】
- (2) 令和5年著作権法改正について
- (3) A I と著作権について

第2回 令和5年9月5日(火)

- (1) 生成AIについての有識者ヒアリング
- (2) A I と著作権について

第3回 令和5年10月16日(月)

- (1) 生成AIについての有識者ヒアリング
- (2) A I と著作権について

第4回 令和5年11月20日(月)

(1) AIと著作権について

第5回 令和5年12月20日(水)

(1) AIと著作権について

第6回 令和6年1月15日(月)

(1) A I と著作権について

第7回 令和6年2月29日(木)

- (1) AIと著作権について
- (2) 令和5年度法制度小委員会の審議の経過等について

4. 委員名簿

麻生 典 九州大学大学院芸術工学研究院准教授

〇 今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部教授

上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授

澤田 将史 弁護士

島並 良 神戸大学大学院法学研究科教授

水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

◎ 茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

中川達也 弁護士

羽賀 由 利子 成蹊大学法学部教授

福井 健策 弁護士

間 明 宏充 東京地方裁判所(知的財産権部)判事

吉苗 悦子 大阪工業大学知的財産学部准教授

早稲田 祐美子 弁護士

※◎は主査、○は主査代理

(以上 13名)